

水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

平成16年4月より新水質基準に基づく水質検査が開始された。今回の改正では、これまで長い間糞便汚染の指標として用いられてきた大腸菌群がより指標性の高い大腸菌に、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）が測定精度の高い総有機炭素（TOC）に変更された。また、消毒副生成物として新たにクロロ酢酸、ホルムアルデヒドなど5項目、湖沼を水源とする場合に問題となる異臭味の原因物質ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールなどが追加され、全部で50項目となった。このうち総有機炭素については平成17年4月からの実施とされ、またジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、浄水設備の対応が遅れている水道事業体があるため平成19年3月末までの暫定基準値が設定された。さらに、水質の地域性を考慮し、50項目のうち省略が可能な項目を指定して、各水道事業体の状況に応じた検査項目の選択が可能なシステムとしている。

結 果

平成16年度の実施数は5,169件であった。水質基準の改正に伴い精密試験の検査頻度が増えたため、精密試験は昨年度の3倍の1,089件に増加した。

検査項目別に検査結果をみると、新たに追加された項目では、大腸菌が旧基準の大腸菌群に比較して不適合率が半減した。消毒副生成物の検査項目であるジクロロ酢酸は、基準値を超えたものはなかったが、6割以上が基準値の10分の1を超えており、総トリハロメタンと同様な傾向を示していた。また、臭素酸で1件不適合であったが、他の追加項目で不適合となったものはなかった。

簡易専用水道検査

動 向

平成16年3月の水道法改正で簡易専用水道検査機関が厚生労働大臣指定制から登録制に変更になり、検査機関ごとの地区割と料金定額制が撤廃された。これに伴い、平成16年度は検査対象地域を横浜市全域に拡大したが、顧客獲得競争が激化し、市立小中学校など公的機関は入札制や相見積りを導入しはじめたことなどにより、安定した収入は期待できなくなった。

今後の動向として、消費税の課税対象業種とみなされることになり、平成17年度より料金の変更と合わせて課税（内税）を実施することとなった。また、顧客の要望に答えるべく、検査対象地域を神奈川県全域に拡張することとなった。

検査実施状況と結果

簡易専用水道の検査対象数は横浜市全域で9,402件（前年度は横浜市北部7区のみで4,463件）、検査実施数は3,420件（484件減少）であった。当協会の横浜市内の占有率は36.4%であった。区別では神奈川区が最も高く82.9%、青葉区、都築区はともに68.0%と低かった。

検査の結果は、管理1（良好）が2,996件（87.6%）、管理2（要改善）が282件（8.2%）、管理3（速やかに改善）が142件（4.2%）であり、管理3項目ではマンホールの防水密閉不備、定期清掃未実施および水槽本体の開口部・隙間や亀裂・漏水が多く見られた。

一方、小規模受水槽水道検査は185件で、前年度と比較すると1件の減少であり、検査結果は管理1が149件（80.6%）、管理2が18件（9.7%）、管理3が18件（9.7%）であった。

関係の集計表は122頁に掲載